㊞

八監第２２７号
令和８年１０月２日

八千代市監査委員　江　頭　博　彦

八千代市監査委員　霞　　晴　久

八千代市監査委員　立　川　清　英

令和７年度指定管理者監査（株式会社セイウン）の結果に基づき
又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和７年８月２０日付け八監第２１７号により提出した令和７年度指定管理者監査（株式会社セイウン）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について，地方自治法第１９９条第１４項の規定により八千代市教育委員会教育長から通知がありましたので，当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和７年度指定管理者監査結果（令和７年８月 20 日付け八監第 217 号）

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
文化・スポーツ課	要望事項	ア　人件費の明確化について 【所見】 令和６年度収支予算書及び令和６年度収支報告書における人件費について，本部の運営等組織全体に係る業務を実施する際に要する費用（以下「本部経費」という。）が含まれており，内訳等の記載もなかったことから，施設の管理運営に係る直接的な費用である人件費と間接的な費用である本部経費とが混在し，人件費が明確になっていなかった。 このことから，八千代市指定管理者制度ガイドラインに基づき，施設の管理運営に係る直接的な費用と間接的な費用とを区分し，人件費が明確となるよう収支予算書及び収支報告書の記載方法の見直しについて検討されたい。 【措置内容】 指定管理者と協議し，令和８年度収支予算書から，人件費について，施設の管理運営に係る直接的な費用と間接的な費用とを区分するよう対応いたしました。
株式会社セイウン	要望事項	ア　諸規程の見直しについて 【所見】 八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館の管理運営に関する協定書及び八千代台近隣公園小体育館及び勝田台中央公園小体育館管理運営仕様書（ 以下「協定書等」という。）に基づき整備することとされている公の施設の管理に係る諸規程について，情報公開に関する規程及び内部通報規程が実態に即したものとはなっていなかったことから，協定書等に基づき，かつ施設の管理実態に即したものとなるよう規程の見直しについて検討されたい。 【措置内容】 ご指摘を頂きました諸規定の見直しにつきましては，令和７年度において，協定書等及び施設の管理実態に即した内容に見直しを実施いたしました。 今後も必要に応じて，見直しを図っていきたいと考えております。 ⑴協定書第３６条　情報公開規程 「株式会社セイウン八千代市八千代台近隣公園小体育館八千代市勝田台中央公園小体育館　情報公開規程（平成３０年４月１日）」 ⑵協定書第２９条　公益通報者保護法に基づく内部通報処理 「株式会社セイウン八千代市八千代台近隣公園小体育館八千代　市勝田台中央公園小体育館　内部通報（公益通報）規程（令和７年４月１日）」